

平成 21 年 11 月 17 日

「証券投資に関する全国調査」の概要

証券教育広報センター

この調査は、わが国における個人の証券保有実態や証券投資に対する意識等を把握し、健全な証券投資の促進等に役立てるため、昭和 37 年の初回調査に続き、昭和 39 年以降は 3 年間隔で実施し、今回で 17 回目となる。

前々回までは世帯対象調査であったが、消費活動が世帯ベースから個人ベースに移っていることなどの状況を考慮し、前回より個人対象調査に切り替えたので、今回は個人対象調査となつてから 2 回目となる。

調査対象の変更に伴い、前回、調査項目や質問内容も大幅に見直した。各々の調査項目について、前々回までは世帯特性（調査対象世帯の世帯主の年収・職業・年代）による傾向や比較可能な範囲での時系列変化をみることを基本的な目的としていたが、前回より、個人特性（調査対象者本人の年収、性別、年代）による傾向を調査することを基本的な目的としている。

なお、前々回調査において、調査名称を従前の「証券貯蓄に関する全国調査」から「証券投資に関する全国調査」に改称した。

1. 主な調査内容

- ①金融商品保有の実態・意向、②証券の保有状況、③株式・投資信託・公社債への投資実態、④今後の投資行動、⑤証券会社について、⑥証券投資知識等について、⑦対象者属性等

2. 調査対象と調査時期等

- ①調査対象：全国、20 歳以上の男女個人（前回：全国、20 歳以上の男女個人）
- ②標 本 数：7,000 サンプル（前回：7,028 サンプル）
- ③調査方法：調査員による訪問留置法（前回：調査員による訪問留置法）
- ④調査時期：平成 21 年 5 月 30 日～6 月 30 日（前回：平成 18 年 6 月 1 日～7 月 2 日）

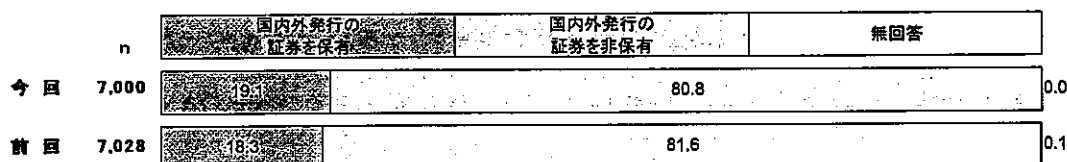
3. 調査結果の要約

■証券の保有状況

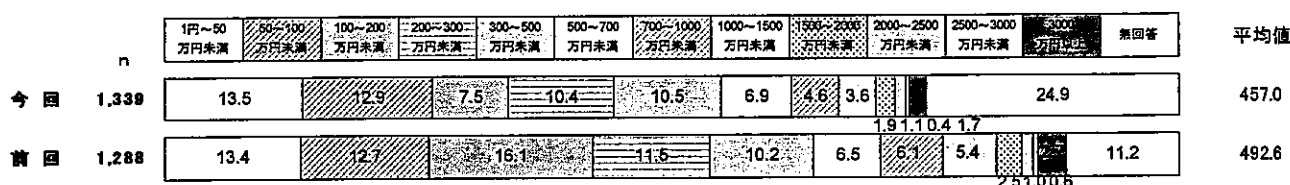
- 【問2】「国内で発行された証券（株式、投資信託、公社債）」あるいは「外国で発行された証券（株式、投資信託、公社債）」を現在（平成21年6月の調査時点）保有している“証券保有率”は19.1%、どちらも保有していない“証券非保有率”は80.8%である（無回答は0.0%）。この保有率19.1%を平成17年国勢調査における20歳以上人数（103,196,039人）に乗じると、証券を現在保有している20歳以上の人は約1,971万人（前回は約1,843万人）と推計される。

◇証券保有状況

証券	保有比率		推計保有者数 (20歳以上)
	現在保有している	現在保有していない	
	19.1%	80.8%	約1,971万人



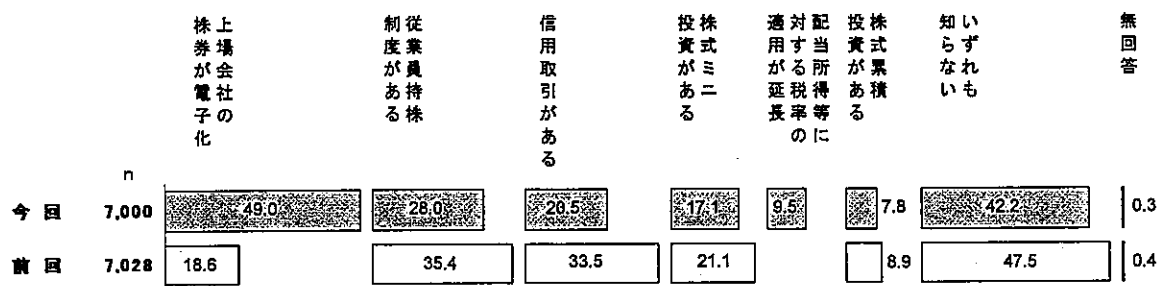
- 【問4】証券保有者の証券保有額をみると、「1円～50万円未満」が13.5%と最も高く、「50～100万円未満」（12.9%）、「100～200万円未満」（7.5%）と続き、200万円未満が3割強を占める。



*カテゴリー下線部に変更あり。
前回「50万円未満」、今回「1円～50万円未満」

■株式制度の認知状況

- 【問8】株式についての制度や動きの認知を6項目について尋ねたところ、「いずれも知らない」が42.2%である。知っているものの中では、「上場会社の株券がペーパーレス化（電子化）されたこと」の認知が49.0%と最も高く、以下「従業員持株制度」（28.0%）、「信用取引がある」（20.5%）、「株式ミニ投資がある」（17.1%）が続く。いずれの制度も、年収が多いほど認知率が高い傾向がみられる。「上場会社の株券がペーパーレス化（電子化）されたこと」は、前回は電子化前の時期だったこともあり、今回大幅に上昇した。



*今回（H21）調査よりカテゴリー追加あり。
「上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率の適用期限が平成23年末まで延長されたことを知っている」

■各証券の保有状況（株式、投資信託、公社債）

- 【問 10】株式の保有状況をみると、「現在持っている」が 12.5%、「以前持っていたが、現在は持っていない」が 8.9%で、両者を合わせると約 2 割強である。現在保有率 12.5%を平成 17 年国勢調査の 20 歳以上人数（103,196,039 人）に乗じると、株式を現在保有している 20 歳以上の人は約 1,290 万人と推計できる。

	n	現在持っている	以前持っていたが 現在持っていない	これまでに 持ったことがない	無回答
今 回	7,000	12.5	8.9	78.6	0.0
前 回	7,028	13.2	7.1	79.7	0.1

- 【問 29】投資信託の保有状況については、「現在持っている」は 7.9%であり、これを平成 17 年国勢調査の 20 歳以上人数（103,196,039 人）に乗じると、投資信託を現在保有している 20 歳以上の人は約 815 万人と推計できる。

	n	現在持っている	以前持っていたが 現在持っていない	これまでに 持ったことがない	無回答
今 回	7,000	7.9	4.3	87.8	0.1
前 回	7,028	7.0	3.8	88.9	0.3

- 【問 37】公社債（国債、地方債、社債、転換社債、金融債（ワイドを含む）、円建外債など）の保有状況については、「現在持っている」は 5.2%であり、「以前持っていたが、現在は持っていない」（4.2%）を合わせて 9.4%となっている。この現在保有率 5.2%を平成 17 年国勢調査の 20 歳以上人数（103,196,039 人）に乗じると、公社債を現在保有している 20 歳以上の人は約 537 万人と推計できる。

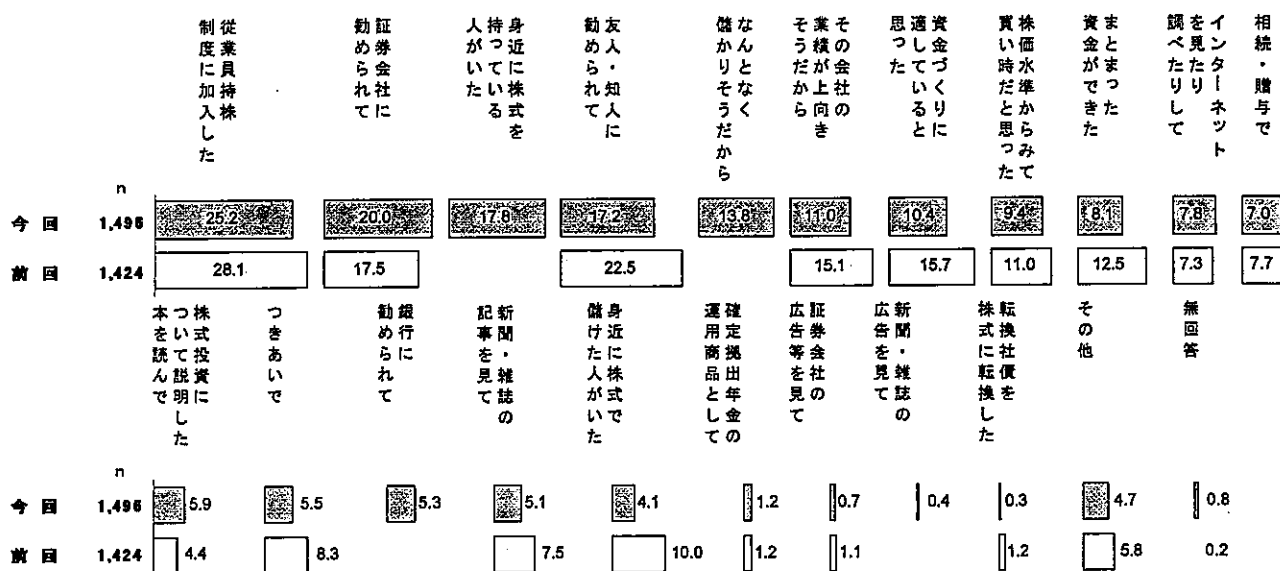
	n	現在持っている	以前持っていたが 現在持っていない	これまでに 持ったことがない	無回答
今 回	7,000	5.2	4.2	90.5	0.0
前 回	7,028	4.6	3.7	91.5	0.2

◇証券の種類別保有状況

	保 有 比 率			推計保有者数 (20 歳以上)
	現在持っている	以前持っていたが、 現在は持っていない	これまでに 持ったことがない	
株 式	12.5%	8.9%	78.6%	約 1,290 万人
(前 回)	13.2%	7.1%	79.7%	約 1,329 万人
投資信託	7.9%	4.3%	87.8%	約 815 万人
(前 回)	7.0%	3.8%	88.9%	約 705 万人
公 社 債	5.2%	4.2%	90.5%	約 537 万人
(前 回)	4.6%	3.7%	91.5%	約 463 万人

■株式保有経験者（現在あるいは以前保有）の意識

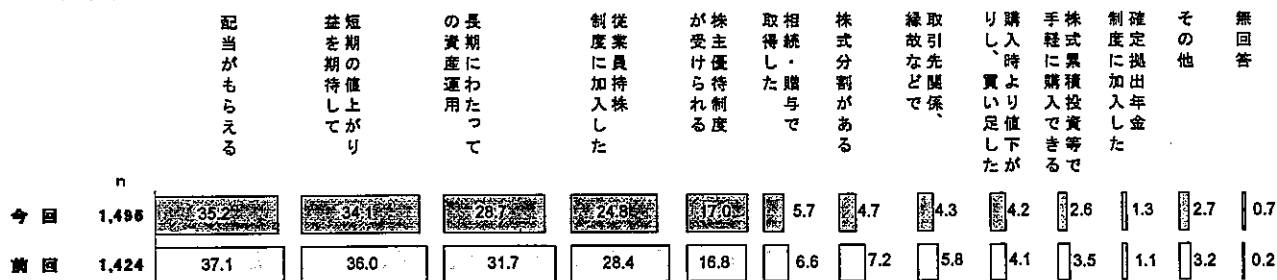
- 【問 11】株式の購入（保有）のきっかけで最も高いものは、「従業員持株制度に加入したので」（25.2%）であり、以下、「証券会社に勧められて」（20.0%）、「身近に株式を持っている人がいたから」（17.8%）、「友人・知人に勧められて」（17.2%）等と続く。



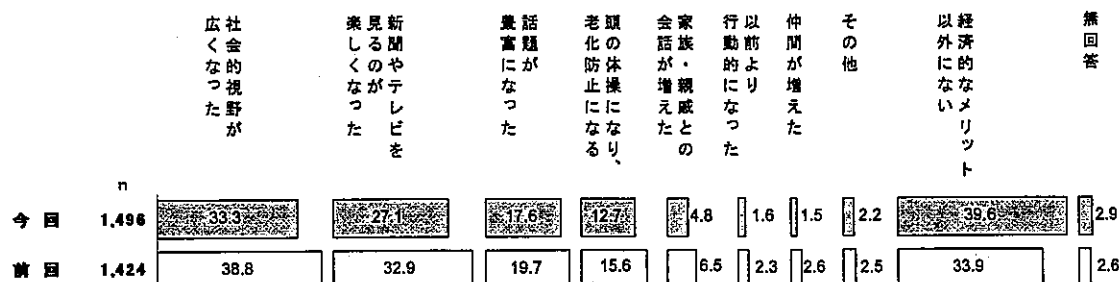
*今回よりカテゴリ追加あり。

「銀行に勧められて」「身近に株式を持っている人がいたから」「なんとなく儲かりそうだから」「新聞・雑誌の広告を見て」

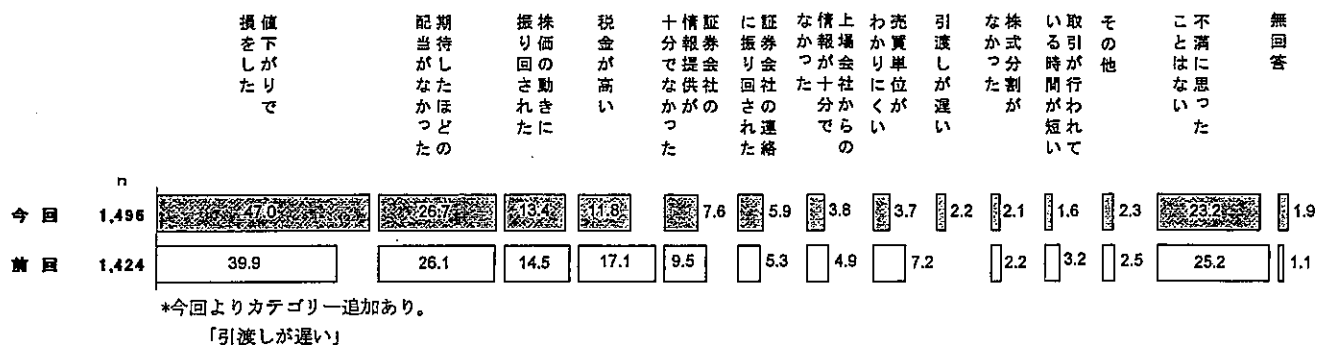
- 【問 12】株式を購入した時の主な理由を尋ねたところ、「配当がもらえるから」（35.2%）、「短期の値上がり益を期待して」（34.1%）、「長期にわたっての資産運用として」（28.7%）、「従業員持株制度に加入したから」（24.8%）が上位となっている。



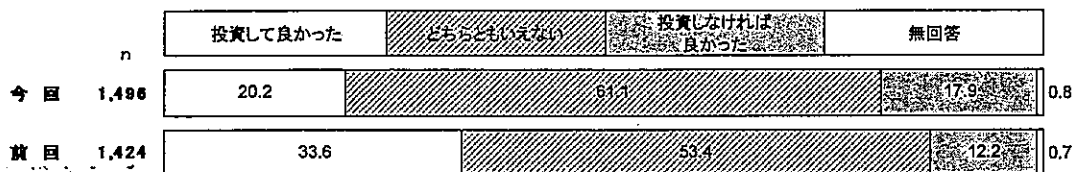
- 【問 13】経済的なメリット以外で株式投資をして良かったと感じることは、「社会的視野が広がった」（33.3%）、「新聞やテレビを見るのが楽しくなった」（27.1%）などが挙げられている一方、「経済的なメリット以外に良かったと感じることはない」と答えた人は39.6%である。



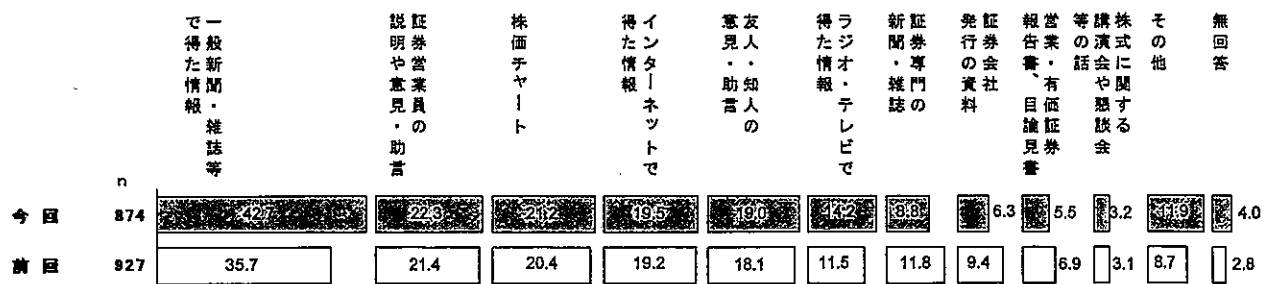
- 【問 14】株式投資の不満点については、「値下がりで損をした」が 47.0%と最大の不満点で、以下、「期待したほどの配当がなかった」(26.7%)、「株価の動きに振り回された」(13.4%)「税金が高い」(11.8%)と続く。一方、「不満に思ったことはない」は 23.2%である。



- 【問 15】結果的に株式投資をして良かったと思うか尋ねたところ、「どちらともいえない」が 61.1%と 6 割強を占めている。「投資して良かった」(20.2%)と「投資しなければ良かった」(17.9%)は同程度である。



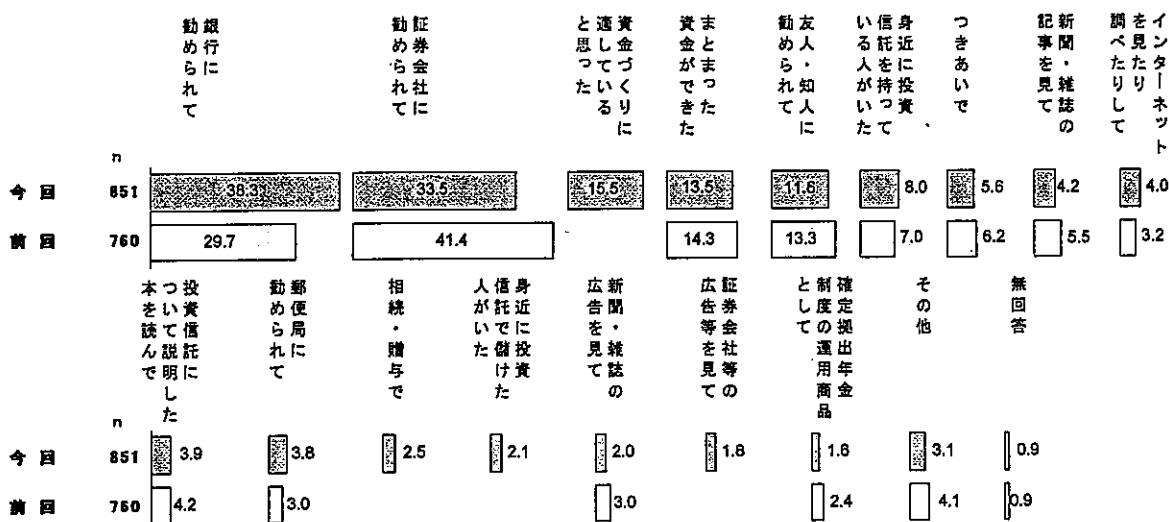
- 【問 21】銘柄選択の決め手は、「一般新聞・雑誌などで得た情報」が 42.7%でトップ。以下、「証券営業員の説明や意見・助言」、「株価チャート」、「インターネットで得た情報」、「友人・知人の意見・助言」が 20%前後で続く。前回と比較すると、「一般新聞・雑誌などで得た情報」の増加が目立つ。



*今回より下線部に変更あり。
 前回「一般新聞・雑誌などの証券記事」、今回「一般新聞・雑誌などで得た情報」
 前回「ラジオ・テレビによる証券解説」、今回「テレビ・ラジオで得た情報」

■投資信託保有経験者（現在あるいは以前保有）の意識

- 【問 30】 投資信託の現在保有者および以前保有者に対して投資信託を購入したきっかけを尋ねたところ、「銀行に勧められて」が 38.3%で最も高い。続いて「証券会社に勧められて」（33.5%）、以下「資金づくりに適していると思ったから」「まとまった資金ができたから」、「友人・知人に勧められて」が1割強である。



*今回 (H21) 調査より下線部に変更あり。

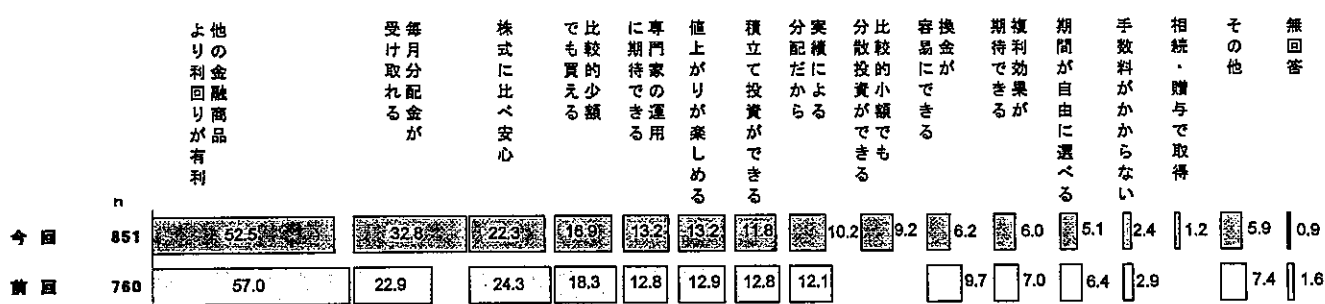
前回「知人・友人に勧められて」、今回「友人・知人に勧められて」

*今回 (H21) 調査よりカテゴリー追加あり。

「資金づくりに適していると思ったから」「身近に投資信託で儲けた人がいたから」

「証券会社等の広告・ダイレクトメールを見て」「相続・贈与で」

- 【問 32】 投資信託の現在保有者および以前保有者に対して、投資信託の購入理由を尋ねたところ、「他の金融商品より利回りが有利だから」が半数を超え最も多い。次いで「毎月分配金が受け取れるから」(32.8%)、「株式に比べ安心だから」(22.3%)と続く。

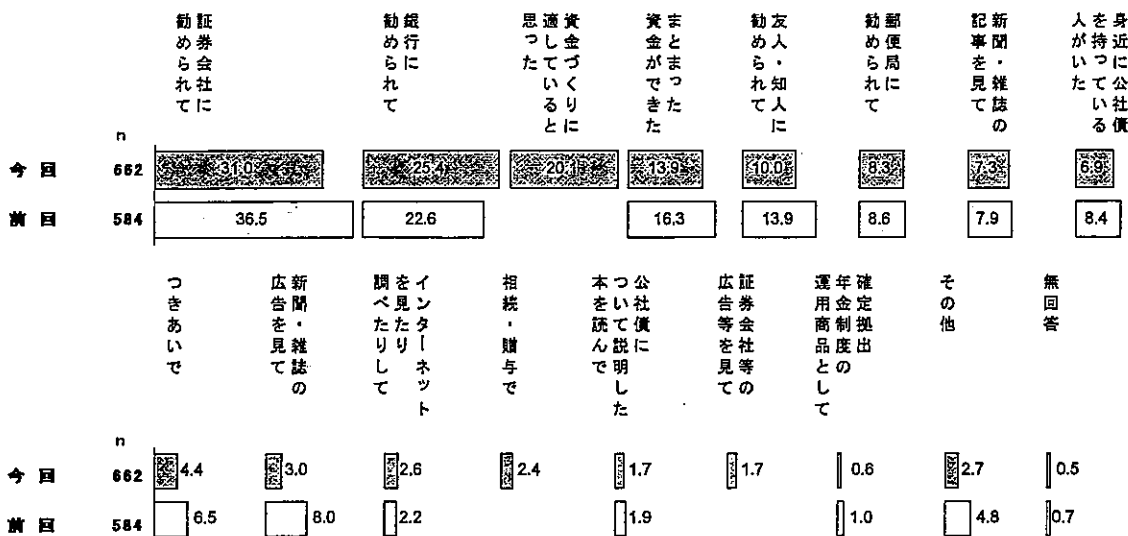


*今回 (H21) 調査よりカテゴリー追加あり。

「比較的少額でも分散投資ができるから」「相続・贈与で取得したので購入はしていない」

■ 公社債保有経験者（現在あるいは以前保有）の意識

- 【問 38】 公社債の現在保有者および以前保有者に対して公社債を購入したきっかけを尋ねたところ、「証券会社に勧められて」（31.0%）、「銀行に勧められて」（25.4%）、「資金づくりに適していると思ったから」（20.1%）などと続く。



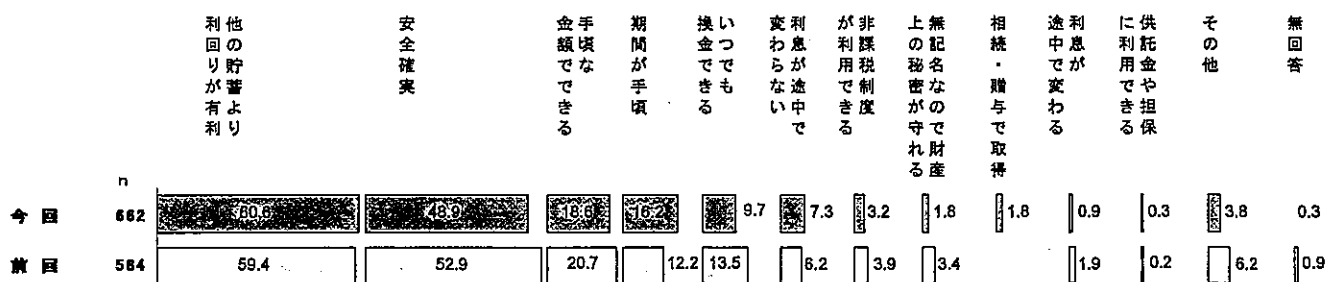
*今回（H21）調査より下線部に変更あり。

前回「証券について説明した本を読んだ」、今回「公社債について説明した本を読んだ」

*今回（H21）調査よりカテゴリ追加あり。

「資金づくりに適していると思ったから」「証券会社等の広告・ダイレクトメールを見て」「相続・贈与で」

- 【問 39】 公社債の現在保有者および以前保有者に対して公社債の購入理由を尋ねたところ、「他の貯蓄より利回りが有利だから」（60.6%）と「安全確実だから」（48.9%）が突出している。

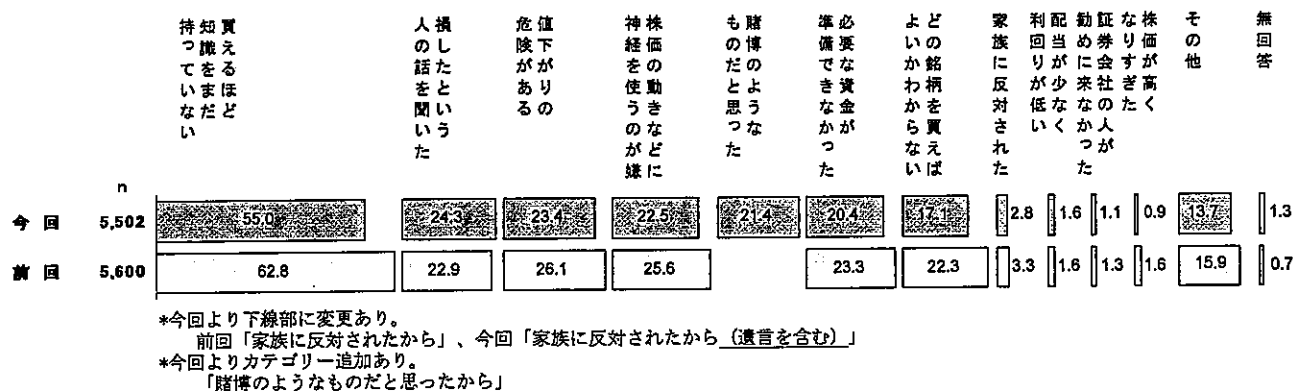


*今回（H21）調査よりカテゴリ追加あり。

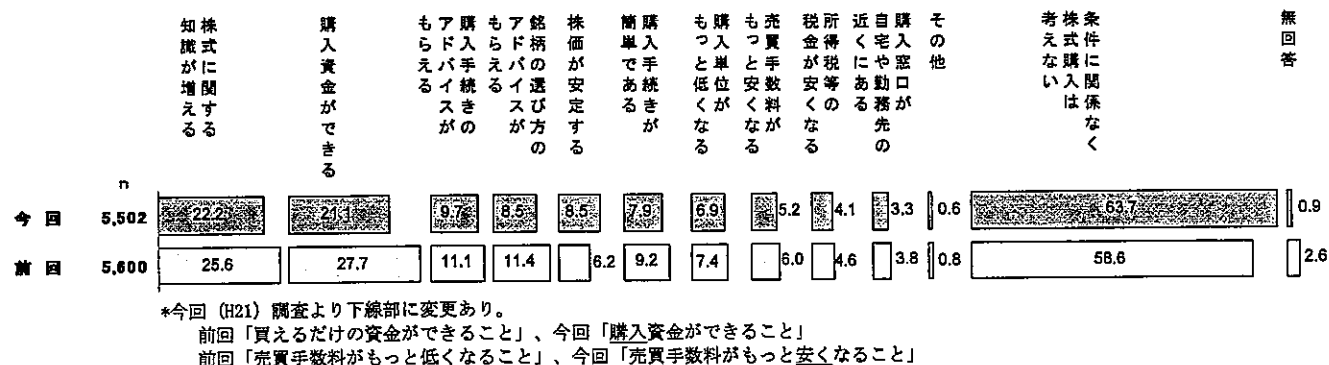
「相続・贈与で取得したので購入はしていない」

■証券保有未経験者（株式、投資信託、公社債）の非購入理由、購入条件

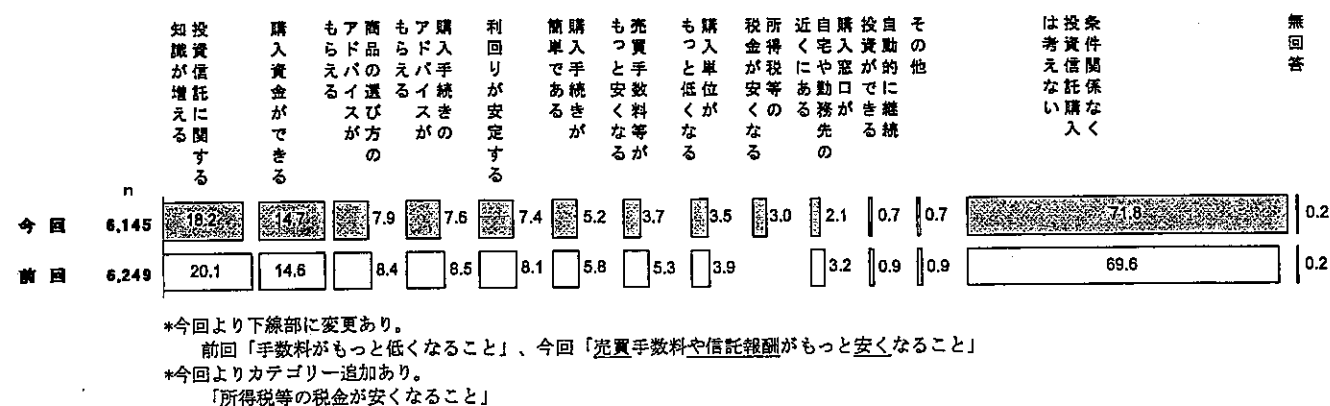
- 【問 26】株式保有未経験者に対してこれまで株式を購入しなかった理由を尋ねたところ、「買えるほど十分な知識をまだ持っていないと思ったから」が 55.0%で最も高い。以下、「損したという人の話を聞いたから」、「値下がりの危険があるから」、「株価の動きなどに神経を使うのが嫌だったから」、「賭博のようなものだったから」、「必要な資金が準備できなかったから」が2割台で続く。なお、「家族に反対されたから（遺言を含む）」という身内の反対は2.8%である。



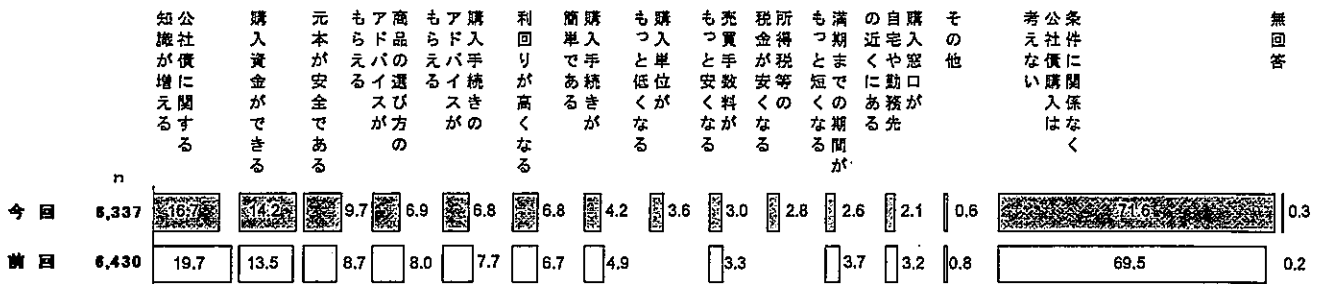
- 【問 27】株式保有未経験者に対して、どのような条件が整えば株式の購入を考えるか尋ねたところ、「条件に関係なく株式購入は考えない」が 63.7%と6割強を占める。次いで、「株式に関する知識が増えること」（22.2%）、「購入資金ができること」（21.1%）などとなっている。



- 【問 36】これまでに投資信託を購入したことのない人に対して、どのような条件が整えば投資信託の購入を考えるか尋ねたところ、「条件に関係なく投資信託の購入は考えない」が 71.8%で7割を超える。購入意向がゼロではない人の購入条件をみると、「投資信託に関する知識が増えること」（18.2%）が最も高く、「購入資金ができること」（14.7%）が上位となっている。



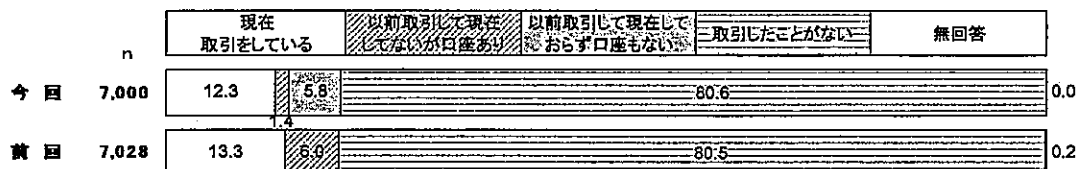
- 【問 40】 これまでに公社債を保有したことがない人に対して、どのような条件が整えば公社債の購入を考えるか尋ねたところ、「条件に関係なく公社債の購入は考えない」が7割強と大半を占める。残りの購入可能性のある人の中では、「公社債に関する知識が増えること」(16.7%)、「購入資金ができること」(14.2%)が上位となっている。



*今回より下線部に変更あり。
 前回「売買手数料がもっと低くなること」、今回「売買手数料がもっと安くなること」
 *今回よりカテゴリー追加あり。
 「購入単位(価格)がもっと低くなること」「所得税等の税金が安くなること」

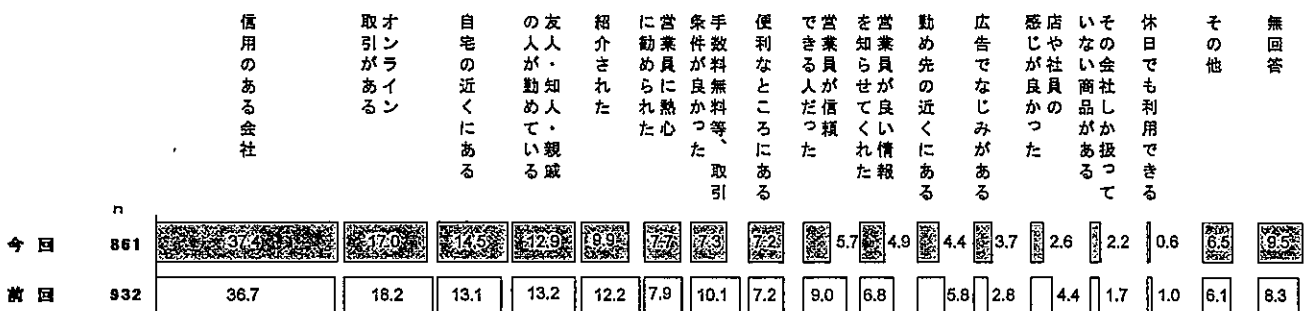
■証券会社について

- 【問 41】 証券会社との取引状況をみると、「取引したことがない」が最も高く80.6%である。「現在取引をしている」(12.3%)、「以前取引していたが、現在は取引していない。ただし、口座はある」(1.4%)、「以前取引していたが、現在はしておらず、口座もない」(5.8%)を合わせた証券会社との取引経験率は19.5%である。

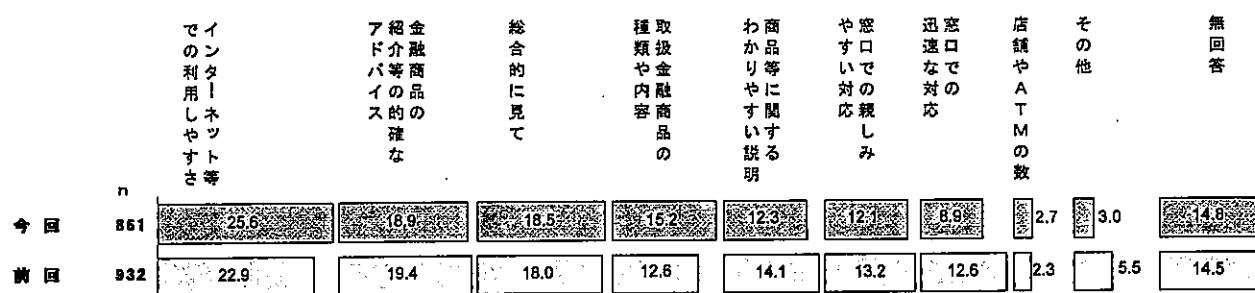


*今回よりカテゴリー細分化。
 前回「以前取引していたが、現在は取引していない」、
 今回「以前取引していたが、現在は取引していない。ただし、口座はある」
 今回「以前取引していたが、現在は取引しておらず、口座もない」

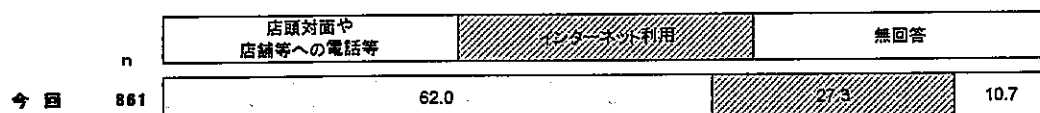
- 【問 42】 中心となって取引している証券会社を選んだ理由については、「信用のある会社だから」が37.4%で最も高い。次いで「オンライン取引(インターネット取引)があるから」(17.0%)、「自宅の近くにあるから」(14.5%)、「友人・知人・親戚の人が勤めているから」(12.9%)と続く。「信用のある会社」が最も重視され、オンライン取引や立地といった利便性なども大切な要素となっている。



- 【問 43】証券会社利用時の満足点については、「インターネットや電話での利用のしやすさ」が25.6%でトップ。次いで、「自分にあった金融商品の紹介などの的確なアドバイス」(18.9%)、「総合的に見て」(18.5%)と続く。

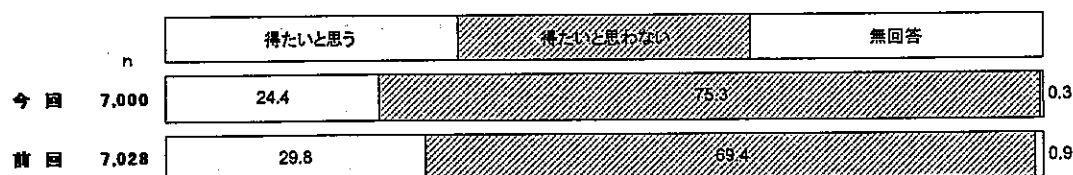


- 【問 44】証券会社と現在取引中の人に主な取引方法を尋ねたところ、「店頭における営業員との対面または店舗等への電話等により取引をしている」が62.0%に対し、「インターネットを利用して取引をしている」は27.3%となっている。

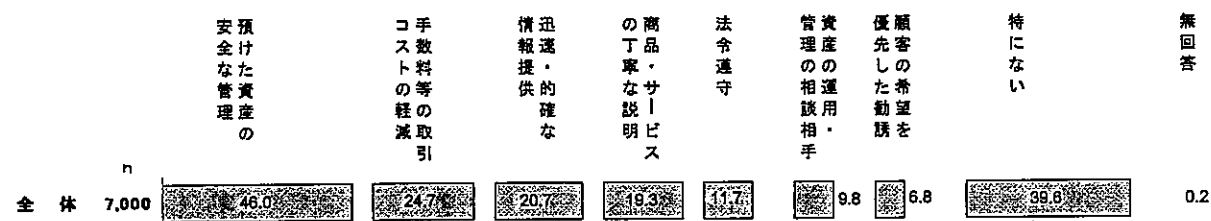


■証券投資知識等について

- 【問 55】今後証券投資についての正しい知識を得たいと思うかを聞いたところ、「得たいと思う」が24.4%に対し、「得たいと思わない」が75.3%である。



- 【問 56】証券会社や金融機関に期待することを尋ねたところ、最も高いのは「預けた資産の安全管理」(46.0%)であった。次いで、「手数料等の取引コストの軽減」(24.7%)、「迅速・的確な情報提供」(20.7%)、「商品・サービスの丁寧な説明」(19.3%)などと続く。



以上

個人投資家の証券投資に関する意識調査

平成21年11月

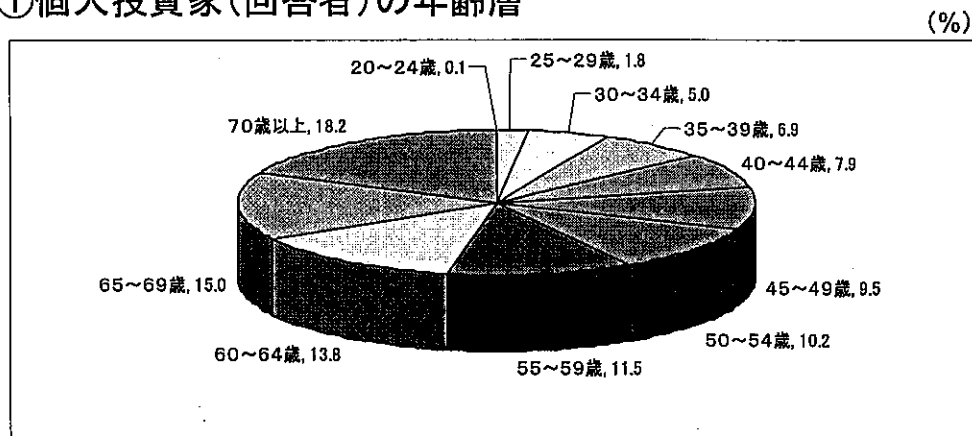
日本証券業協会

《調査概要》

- ①調査地域：日本全国
- ②調査対象：20歳以上の証券保有者
- ③サンプル数：2,112(うち、回収1,095)
- ④調査方法：郵送調査
- ⑤調査実施時期：平成21年6月29日～7月13日

1. 個人投資家の年齢層と年収

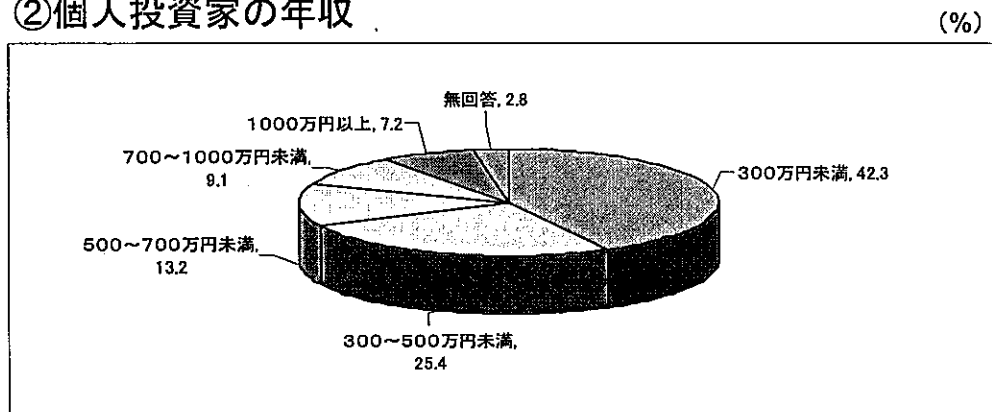
①個人投資家(回答者)の年齢層



N=1095

個人投資家(本調査の回答者)の約半数(47%)は60歳以上の高齢者。

②個人投資家の年収



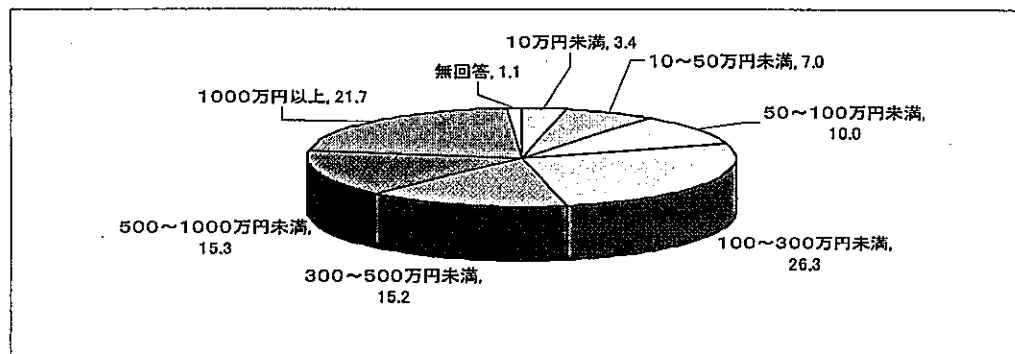
N=1095

個人投資家の年収は、300万円未満が42.3%と最も高く、約7割(67.7%)が年収500万円未満。

2. 個人投資家の証券、株式の保有額

①個人投資家の証券保有額

(%)

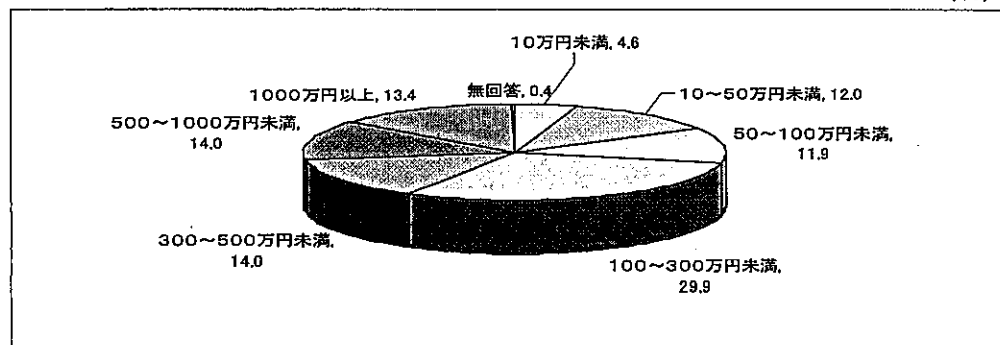


N=1095

個人投資家の証券保有額は「100～300万円未満」が26.3%と最も高く、約8割(77.2%)が保有額1,000万円未満。

②個人投資家の株式保有額

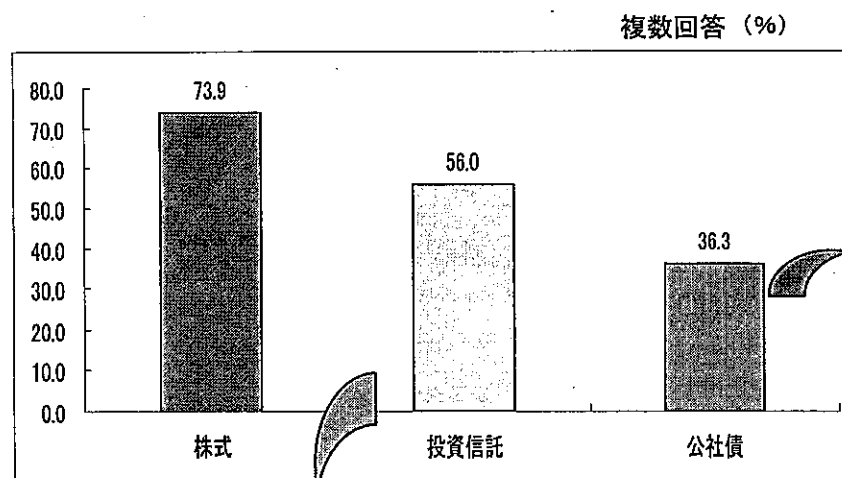
(%)



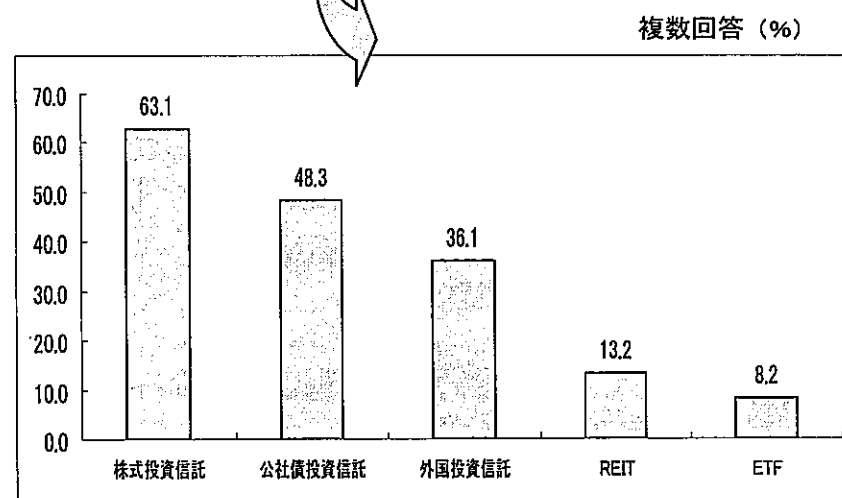
N=809

個人投資家の株式保有額は「100～300万円未満」が29.9%と最も高く、7割超(72.4%)が保有額500万円未満。

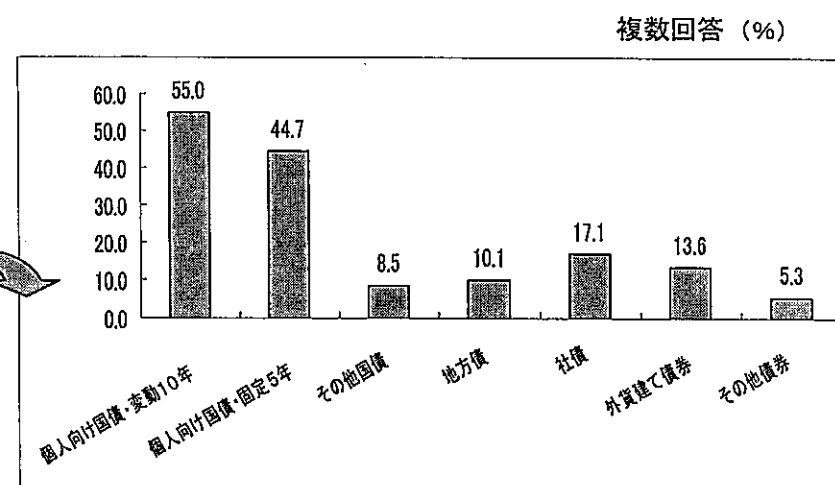
3. 証券の保有状況



N=1095



N=613



N=398

証券保有者の73.9%が株式を保有し、56.0%が投資信託を保有している。

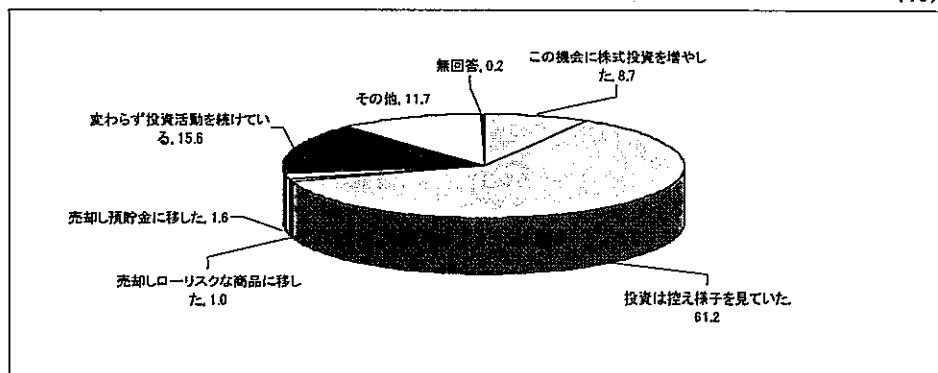
投資信託では株式投資信託が63.1%と最も保有率が高い。

また、証券保有者のうち36.3%が公社債を保有しており個人向け国債(変動10年、固定5年)の保有比率が高い。

4. 株式投資に関する状況

○昨年9月以降の株式投資に関する行動

(%)

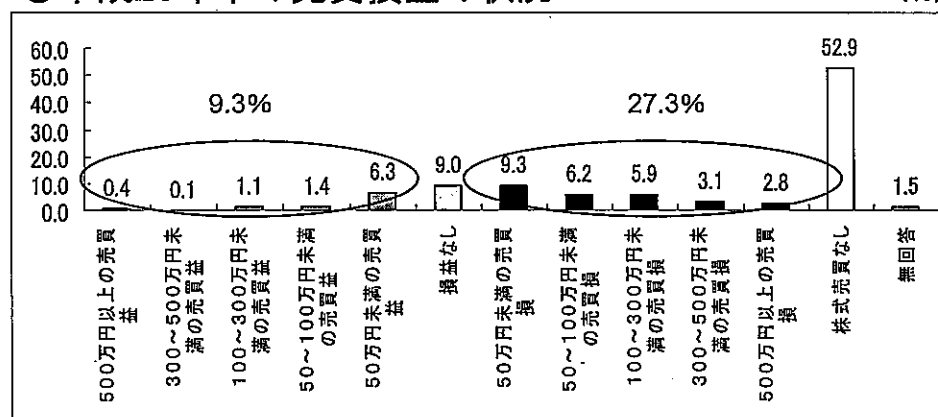


N=809

昨年9月以降の金融危機により、
実に6割超の個人投資家が「投資
を手控え様子を見ていた」と回答。

○平成20年中の売買損益の状況

(%)

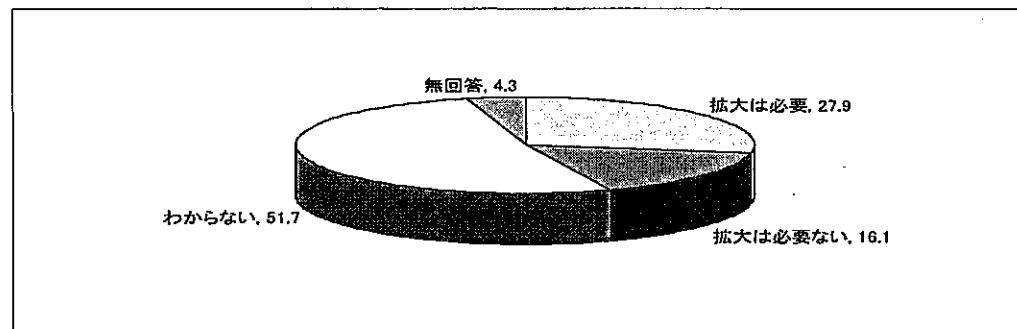


N=809

昨年1年間の売買損益では、
年間トータルでマイナス(27.3%)が
プラス(9.3%)を大きく上回っている。

5. 金融所得課税の一体化について

○金融商品間の損益通算の範囲の拡大について (%)

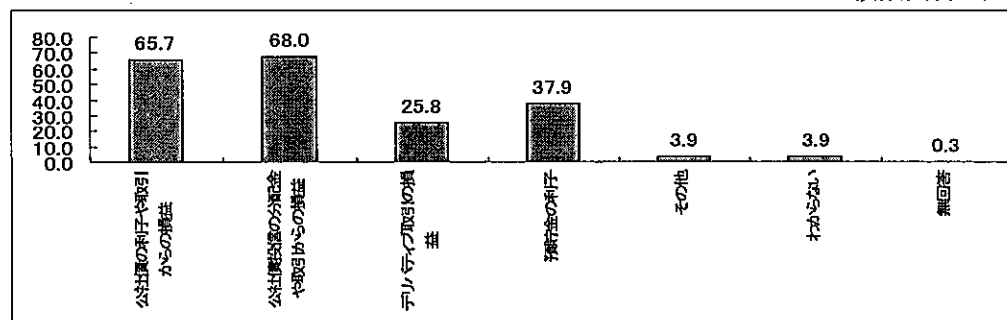


N=1095

損益通算の範囲の拡大については、「わからない」の比率が高いものの「拡大は必要」(27.9%)が「拡大は必要ない」(16.1%)を上回る。

＜損益通算が必要と感じる金融商品＞

複数回答 (%)



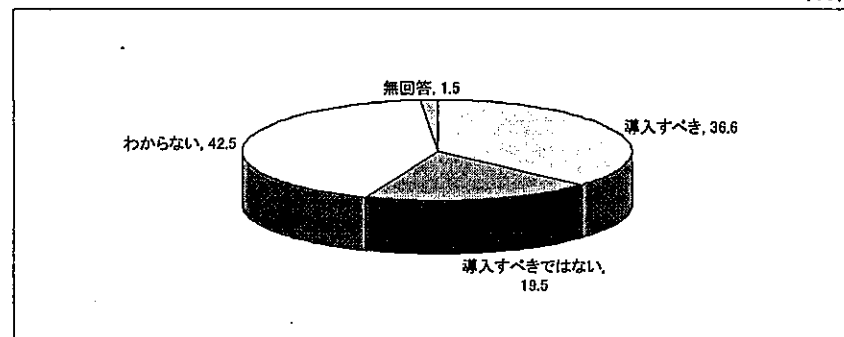
N=306

損益通算が必要と感じる金融商品については、「公社債の利子や取引からの損益」、「公社債投資信託の分配金や取引からの損益」が高い。

6. 納税者番号制度に対する考え方①

○納税者番号制度の導入について

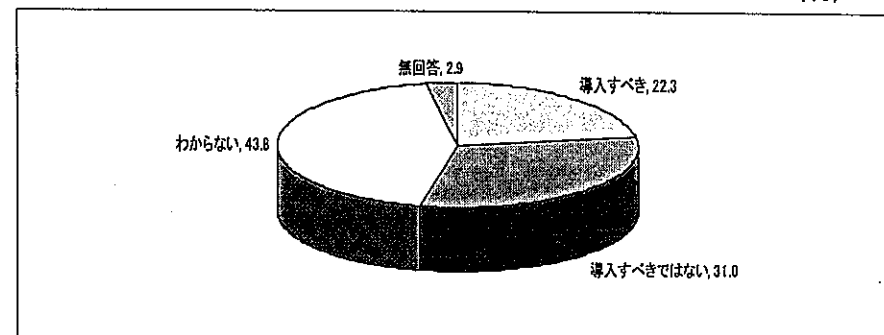
(%)



N=1095

【前回調査】

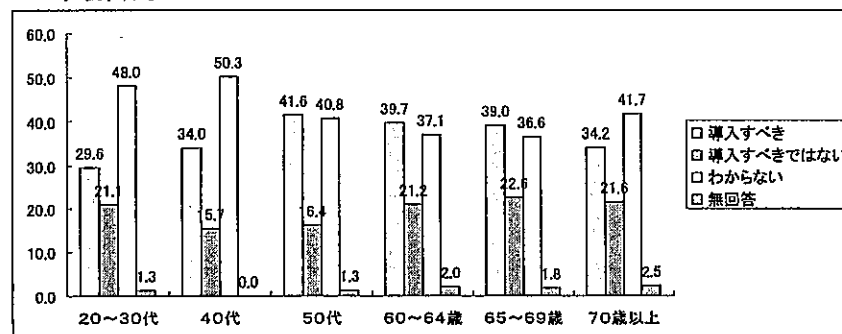
(%)



N=1051

<年齢別>

(%)



N=1095

- 納税者番号制度の導入については、「わからない」の比率が高いものの、昨年調査と比べ、「導入すべき」が「導入すべきでない」を逆転している。

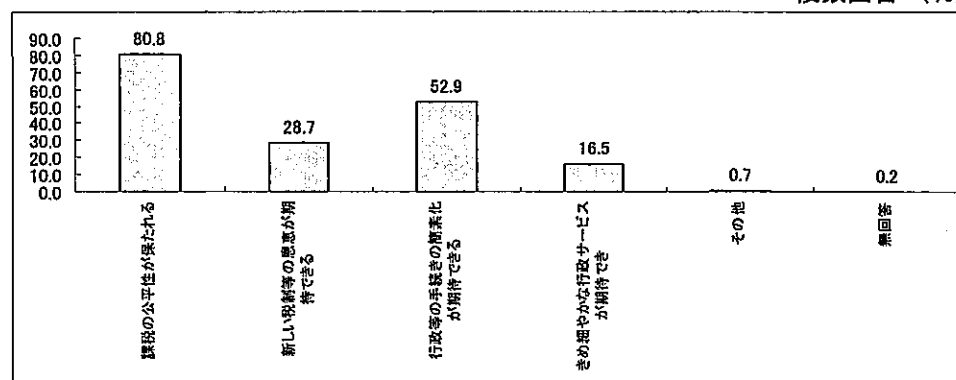
(注) 09年調査では、08年調査より質問文を一部変更しております。
特に、導入の目的については、「税制の公正性」に加え、その具体的な表現として、「税制等の優遇を受けるため」といった文言を加えて使用しております。

- 年齢別に見ると、50歳代から60歳代で「導入すべき」の比率が高い。

6. 納税者番号制度に対する考え方②

<導入すべきであるとする理由>

複数回答 (%)

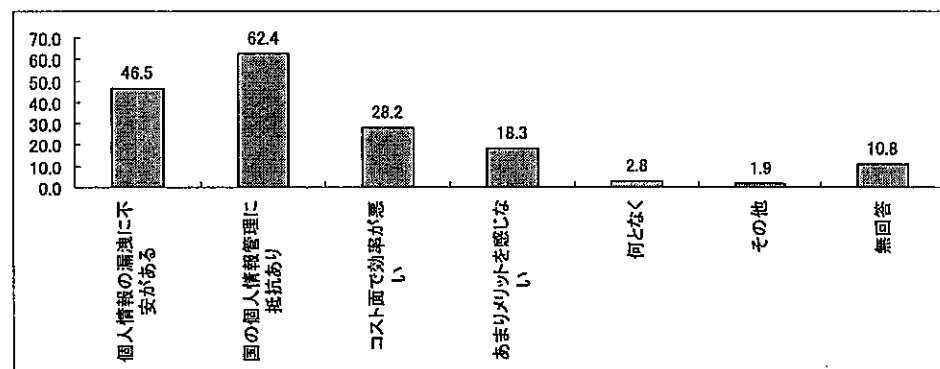


N=401

導入すべきであるとする理由としては、「課税の公平性が保たれる」が80.8%、「行政等の手続きの簡素化が期待できる」が52.9%と高い。

<導入すべきでないと考える理由>

複数回答 (%)



N=213

導入すべきでないと考える理由としては、「国の個人情報管理に抵抗がある」、「個人情報の漏洩に不安がある」の比率が高い。

会長一任事項の報告 (21. 9. 16～21. 11. 17)

平成 21 年 11 月 18 日
日 本 証 券 業 協 会

1. 金融商品取引業者の加入【1社】

《平 21. 9. 29 承認》

- ・日興コーディアル証券分割準備株式会社 (加入日：平 21. 10. 1)

2. 金融商品取引業者の脱退【1社】

《平 21. 9. 29 承認》

- ・日興コーディアル証券株式会社 (脱退日：平 21. 10. 1)

3. 委員会委員の選任

《平 21. 10. 29 承認》

- ・総務委員会

出 田 信 行 氏 (大熊本証券株式会社 代表取締役社長)

(就任日：平 21. 11. 2)

以 上

半休日の廃止に伴う本協会諸規則の一部改正について

平成 21 年 11 月 18 日

日 本 証 券 業 協 会

1. 改正の趣旨

本協会では、証券取引所における半休日の廃止に伴い、本協会諸規則における「半休日」に関する規定を廃止することとし、「本協会諸規則に規定する『休業日』及び『半休日』について」（理事会決議）等の一部を改正することとする。

2. 改正の骨子

(1) 「本協会諸規則に規定する『休業日』及び『半休日』について」（理事会決議）の一部改正

- ① 「半休日」に関する規定を廃止し、併せて表題を改正する。
- ② 「休業日」の定義を見直す。（第 1 条第 2 号及び第 3 号）
※「休業日」とする日に変更はありません。
- ③ 本協会が必要と認めるときに臨時の休業日を定めることができる旨の規定を新設する。（第 2 条）

(2) 「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」の一部改正

グリーンシート銘柄等の店頭取引を行うことができる時間に関して、半休日に係る規定を削除する。（第 31 条）

(3) 「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正

売買等の報告、売買等の報告の訂正又は取消しに係る報告に関して、半休日に係る規定を削除する。（第 7 条第 3 項第 2 号及び第 8 条第 2 項第 2 号）

(4) 「『上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則』に関する細則」の一部改正

その他所要の整備を行う。

(5) 「個人向け社債等の店頭気配情報の発表等に関する規則」の一部改正

報告会員による店頭気配報告銘柄の店頭気配の報告方法に関して、半休日に係る規定を削除する。（第 9 条）

3. 施行の時期

この改正は、平成 21 年 12 月 30 日から施行する。

以 上

「本協会諸規則に規定する『休業日』及び『半休日』について」
 (理事会決議)の一部改正について

平成 21 年 11 月 18 日
 (下 線 部 分 変 更)

新	旧
本協会諸規則に規定する「休業日」について (削 除) <u>(休業日)</u> <u>第 1 条 本協会の諸規則に規定する「休業日」</u> <u>は、次の各号に掲げる日とする。</u> <u>1 (現行どおり)</u> <u>2 国民の祝日に関する法律に規定する休日</u> (削 除) (削 除) <u>3 12月31日から翌年の1月3日までの日 (前</u> <u>号に掲げる日を除く。)</u> (削 除) (削 除) (削 除) <u>(臨時の休業日)</u> <u>第 2 条 本協会は、必要があると認めるとき</u> <u>は、理事会の決議により、臨時の休業日を定め</u> <u>ることができる。</u> <u>2 本協会は、前項に規定する臨時の休業日を定</u> <u>めたときは、あらかじめその旨を協会員に通知</u> <u>する。</u> 付 則 この改正は、平成 21 年 12 月 30 日から施行する。	本協会諸規則に規定する「休業日」及び「半休日」について <u>本協会の諸規則に規定する「休業日」及び「半休日」は、次に掲げるとおりとする。</u> (新 設) <u>1 休 業 日</u> (1) <u>日曜日及び土曜日</u> (2) <u>国民の祝日</u> (3) <u>国民の祝日が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い「国民の祝日」でない日</u> (4) <u>前日及び翌日が国民の祝日である日 (「国民の祝日」でない日に限る。)</u> (新 設) (5) <u>年始3日間</u> (6) <u>12月31日</u> <u>2 半 休 日</u> (1) <u>年始の最初の営業日</u> (2) <u>年末の最終営業日</u> (新 設) (新 設)

「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」の一部改正について

平成 21 年 11 月 17 日
(下線部分変更)

新	旧
(取引時間帯) 第 31 条 会員がグリーンシート銘柄等の店頭取引を行うことができる時間は、午前 9 時 00 分から午後 3 時 00 分まで（休業日を除く。）とする。 付 則 この改正は、平成21年12月30日から施行する。	(取引時間帯) 第 31 条 会員がグリーンシート銘柄等の店頭取引を行うことができる時間は、午前 9 時 00 分から午後 3 時 00 分まで（休業日を除く。）とする。<u>ただし、半休日においては、午前 9 時 00 分から午前 11 時 00 分までとする。</u>

「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正について

平成 21 年 11 月 17 日
(下線部分変更)

新	旧
(売買等の報告) 第 7 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 前 2 項に規定する報告は、以下の区分に基づき行わなければならない。ただし、合理的な事由により当該報告が遅延する場合には、遅滞なく本協会に報告するものとする。 1 (現行どおり) 2 営業日の午後 5 時 00 分から午後 11 時 59 分までに成立した取引所外売買及び休業日に成立した取引所外売買の報告 翌営業日の午前 8 時 10 分から午前 8 時 29 分まで 3 (現行どおり) (売買等の報告の訂正又は取消し) 第 8 条 (現行どおり) 2 前条第 2 項の規定に基づき行った売買の報告の訂正又は取消しを行う場合であって、次の各号に掲げる訂正又は取消しを行おうとする場合には、報告公表システムに代えて、所定の報告書類により報告しなければならない。 1 (現行どおり) 2 営業日の午後 5 時 00 分から午後 11 時 59 分までに成立した売買及び休業日に成立した売買の報告の訂正及び取消しを、翌営業日の午前 8 時 30 分以降に報告する場合 3 (現行どおり) 付 則 この改正は、平成 21 年 12 月 30 日から施行する。	(売買等の報告) 第 7 条 (省 略) 2 (省 略) 3 前 2 項に規定する報告は、以下の区分に基づき行わなければならない。ただし、合理的な事由により当該報告が遅延する場合には、遅滞なく本協会に報告するものとする。 1 (省 略) 2 営業日の午後 5 時 00 分 <u>(半休日にあつては午後 1 時 00 分)</u> から午後 11 時 59 分までに成立した取引所外売買及び休業日に成立した取引所外売買の報告 翌営業日の午前 8 時 10 分から午前 8 時 29 分まで 3 (省 略) (売買等の報告の訂正又は取消し) 第 8 条 (省 略) 2 前条第 2 項の規定に基づき行った売買の報告の訂正又は取消しを行う場合であって、次の各号に掲げる訂正又は取消しを行おうとする場合には、報告公表システムに代えて、所定の報告書類により報告しなければならない。 1 (省 略) 2 営業日の午後 5 時 00 分 <u>(半休日にあつては午後 1 時 00 分)</u> から午後 11 時 59 分までに成立した売買及び休業日に成立した売買の報告の訂正及び取消しを、翌営業日の午前 8 時 30 分以降に報告する場合 3 (省 略)

「『上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則』に関する細則」の一部改正について

平成 21 年 11 月 17 日

(下線部分変更)

新	旧
(売買価格等) 第 2 条 規則第 7 条第 1 項第 3 号に掲げる申込みに係る価格及び同条第 2 項第 2 号に掲げる売買価格は、株券の場合は 1 株、出資証券(優先出資証券を含む。)の場合は 1 口、転換社債型新株予約権付社債券(新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいう。以下同じ。)、新株予約権付社債券等(新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債券を除く。))並びに同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって、一体で売買するものとして上場されたものをいう。)又は交換社債券の場合は額面 100 円、新株予約権証券の場合は 1 証券、投資信託受益証券(投資信託の受益証券をいう。)、外国投資信託受益証券(外国投資信託の受益証券をいう。))又は投資証券の場合は 1 口、外国投資証券の場合は 1 口及び外国株預託証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号に規定する有価証券のうち、外国法人が発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。)の場合は 1 証券についての申込みに係る価格及び売買価格とする。 2 (現行どおり) 付 則 この改正は、平成 21 年 12 月 30 日から施行する。	(売買価格等) 第 2 条 規則第 7 条第 1 項第 3 号に掲げる申込みに係る価格及び同条第 2 項第 2 号に掲げる売買価格は、株券の場合は 1 株、出資証券(優先出資証券を含む。)の場合は 1 口、転換社債型新株予約権付社債券(新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいう。以下同じ。)、新株予約権付社債券等(新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債券を除く。))並びに同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって、一体で売買するものとして上場されたものをいう。)又は交換社債券の場合は額面 100 円、新株予約権証券の場合は 1 証券、投資信託受益証券(投資信託の受益証券をいう。)、外国投資信託受益証券(外国投資信託の受益証券をいう。))又は投資証券の場合は 1 口、外国投資証券の場合は 1 投資口及び外国株預託証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号に規定する有価証券のうち、外国法人が発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。)の場合は 1 証券についての申込みに係る価格及び売買価格とする。 2 (省 略)

「個人向け社債等の店頭気配情報の発表等に関する規則」の一部改正について

平成 21 年 11 月 17 日

(下線部分変更)

新	旧
(報告会員による店頭気配報告銘柄の店頭気配の報告方法等) 第 9 条 報告会員は、店頭気配報告銘柄の店頭気配について、毎営業日の原則午後 7 時 00 分までに、本協会に報告するものとする。 2 } (現行どおり) 4 付 則 この改正は、平成21年12月30日から施行する。	(報告会員による店頭気配報告銘柄の店頭気配の報告方法等) 第 9 条 報告会員は、店頭気配報告銘柄の店頭気配について、毎営業日 <u>(半休日を除く。)</u> の原則午後 7 時 00 分までに、本協会に報告するものとする。 2 } (省 略) 4

以 上